

除雪及び凍結防止剤散布業務委託 評価基準

1 施工体制提案を求める具体的内容

評価項目	評 価 事 項	
施工体制	人員体制	労務者数
		オペレーター数
	保有機材	自社（又は長期リース契約）保有機械の量
		機材庫の位置
	降雪時・ 緊急体制	除雪時の情報伝達、出動、完了
		緊急時施工体制（他工区への応援体制）
		独自の緊急時体制
過去の実績	過去３年間の国、県、市町村の除雪実績（車道除雪のみ）	
価 格 点	総価による計算	

2 施工体制提案書を特定するための評価基準

評価項目	評 価 事 項		評価 A	評価 B	評価 C
施工体制	人員体制	労務者数	十分に多い	左右に該当しない	少ない
		オペレーター数	十分に多い	左右に該当しない	少ない （設計機械台数 未満失格）
	保有機材	自社（又は長期リース契約）保有機械の量	十分に保有している	保有している または、対応可能	保有状況に問題あり（失格）
		機材庫の位置	担当地域内での早期対応が可能	左右に該当しない	担当地域内での早期対応に問題あり（失格）
	降雪時・緊急体制	除雪時の情報伝達、出動、完了	常に連絡がとれる状況で複数用意されている	左右に該当しない	連絡がとれない状況がある（失格）
		緊急時施工体制（他工区	必ず複数班が対応できる状況にある	左右に該当しない	体制がとれない事態が想定される（失格）

		への応援 体制)			
		独自の緊 急時体制	評価できる体制 が構築されてい る	左右に該当しない	評価できる体制 はない
過去の実績	過去 3 年間の国、県、 市町村の除雪実績（車 道除雪のみ）		除雪業務の受注 実績がある。除 雪等業務共同体 にあっては、実 績を有する構成 員が 7 割以上い る	左右に該当しない	除雪業務の受注 実績がない。除 雪等業務共同体 にあっては、実 績を有する構成 員が 3 割未満で ある
価 格 点	総価により計算		評価点 = 15 点 × 最低価格 / 提案価格（小数点以下第 2 位 四捨五入 1 位止め） ※最低価格とは、提案価格のうち最低の提案価格（総 価において価格点を付ける）。 提案価格（総価）について、建設工事等最低制限価 格制度事務処理要領（以下「最低制限価格試行要領」 という。）に規定する「失格基準価格」を準用する。		

※評価基準として価格点は総価で評価する。特定者となり随意契約の見積書徴取の際には、提示する
区分ごとの単価が市のすべての予定価格（税抜き）以下となることが契約の条件となる。

3 留意事項

- (1) 提出された書類等に基づいて審査委員が本基準に基づいて評価し、総得点が最も高い共同企業
体を契約候補者とする。
- (2) 評価点の満点は 600 点とする。（評価者 1 人あたりの点数 100 点 × 評価者 6 人）
- (3) 最低基準点を 360 点（満点の 60%）とし、それ以上の点数を得た者の中から契約候補者を選定
する。
- (4) 最高点の提案者が複数であった場合は、次の方法により順位を決定する。
 ア 評価項目「施工体制」の点数が高い共同企業体を上位とする。
 イ 「施工体制」も同点の場合は、評価項目「価格点」の点数が高い共同事業体を上位とする。
- (5) 審査結果についての質問及び異議申し立ては受け付けない。